新潟県後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染者等 を対象に「傷病手当金」を支給します

新潟県後期高齢者医療制度では、新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者(給与収入のある方)が仕事を休みやすい環境を整備するため、国の定める基準に従って、傷病手当金を支給します。

下記の「◆支給対象者」に該当する方は、申請の手続き等についてご案内しますので、国保年金課後期高齢者医療係(電話:0258-39-2317)までご連絡ください。

◆支給対象者

○次の4つの条件すべてに該当する方が対象となります。

□ 新潟県後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)の方
□ 勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感
染または発熱等の症状があり感染が疑われる方
□ 感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することが
できず、その期間が3日間を超える方
□ 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられな
い方

○以下のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

□ 新型コロナウイルス感染症以外の病気、ケガ等の理由により、仕事を
休んだ。 □ 自身に発熱等の症状はないが、濃厚接触者の可能性があるため、仕事
を休んだ。 □ 自身に発熱等の症状はないが、親族の看病等の理由により、仕事を休
んだ。 □ 国や自治体による外出自粛要請や休業要請、事業主からの指示により、
仕事を休んだ。
□ 事業主が事業を休止または廃止した。□ 自身が事業主であり、給与の支払いを受けていない。

裏面もあります

◆支給額

- ・ 1日あたりの支給額【※1】× 支給対象となる日数【※2】で計算します。
 - 【※1】直近の継続した3か月間の給与収入(期末勤勉手当(賞与)は除く)の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3

(ただし、「最高等級の標準報酬月額 \times 1/30 \times 2/3」が上限になります。)

【※2】 労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数 (仕事を休んだ初日から連続する3日間を除いて、4日目からが支給対象となります。もとも と勤務が割当てられていなかった休日については支給対象に含めることはできません。)

◆支給対象期間

・ 令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

◆申請方法

- ・表面の「◆支給対象者」に該当される方は、申請に必要な手続き等をご案 内しますので、下記のお問合せ先に電話でご連絡ください。
- ・以下の「提出書類」(本人が記入する書類だけでなく、事業主や医療機関から記入・ 証明していただく書類もあります)をすべて用意したうえで、<u>郵送で提出してく</u> ださい。
 - ※ 仕事を休んだ翌日から2年以内に申請手続きをしてください。

【提出書類】

申請書	被保険者記入用①
申請書	被保険者記入用②
申請書	事業主記入用
申請書	医療機関記入用

※ 申請書の様式は市のホームページから ダウンロードできます。